



春岡小だより

最終号

平成30年 3月26日
 さいたま市立春岡小学校
 TEL 683-3281

バトンゾーン

校長 藤田 昌一

3月の学校は「バトンゾーン」に例えられます。卒業生（6年生）から在校生（下級生）へ様々なものが引き継がれていきます。

まずは、「新登校班編成」です。3月上旬に、6年生から、5年生を中心とする下級生にバトンタッチがあります。2週間ほど、6年生のアドバイスを受けながら、新班長、副班長のもとで登校します。はじめは、頼りなく見える新班長も、卒業式を迎えるころには、班を束ねる責任感が高まり、自信もついてたくましくなっています。

*

次に、「6年生を送る会（3月7日）」です。5年生が中心となって準備を進め、運営をします。6年生へのプレゼントや体育館の飾りも1～5年生の役割です。会の当日は、歌、演奏、呼びかけなどで、6年生に感謝の気持ちを表します。6年生もそれに答えて、素晴らしい歌と演奏を披露します。「6年生って、すごいなあ。」「私たちも、あのような先輩になりたい。」と、下級生は憧れを抱いたことでしょう。こうして、新たな学年では、一層頑張ろうという意欲につながっていきます。

*

そして、「卒業式（3月22日）」です。6年生は、卒業生と呼び名が変わり、落ち着きがあり堂々とした態度です。一人ひとり生き生きと、表情も晴れやかに本校を旅立っていきます。在校生代表の5年生は、卒業式の練習や予行を通して、顔つきが次第に引き締まり、凛々しくなっています。式の当日、とても立派な態度で卒業生を見送る姿から、間もなく最高学年になる自覚が伝わってきます。

*

いよいよ、在校生が、卒業生から引き継いだバトンを持って走り出しました。現5年生は、早速4月当初に新年度準備の仕事があります。よろしくお願いします。

次年度も、在校生みんなで春岡小学校に新たな伝統を加えていきましょう。

*

結びに、保護者の皆様、地域の皆様のご支援ご協力により、平成29年度の教育活動を終えることができましたことに、心より感謝申し上げます。

先日、保護者の皆様にお配りした『『よりよい春岡小づくりを目指すアンケート』の集計結果のまとめについて』でお示ししたとおり、本校の教育活動に概ねよい評価をいただきました。また、学校評議員をはじめとする地域の皆様方からも、子どもたちのあいさつ、学習状況、運動・スポーツの結果などについて、お褒めの言葉をいただいております。

しかしながら、解決すべき課題も残っています。次年度は、その課題解決に向けて、教職員一丸となって取り組み、よりよい学校を築いて参ります。

さいたま市立春岡小学校 学校教育目標

『人間尊重を基盤とし、豊かな心とたくましい体をもち、自ら学びを創造する子どもの育成』

～ はっつらつ元気な子 ルールを守る子 おもいやりのある子 かんがえる子 ～

学校は勉強するところ 学校は友だちと仲よくするところ 学校は安心・安全なところ

子どもたちは学習や運動に一生懸命取り組み、数々の行事等を通して、この1年間で心も体もたいへん大きく成長しました。学校は勉強するところ、学校は友だちと仲よくするところ、みんなで楽しく学校生活を送ることができました。



3年生のそろばん学習では、各学級で講師の方に分かりやすく教えていただきました。



1年生が小百合幼稚園の園児を招き、小学校生活の様子を分かりやすく教えました。



3月3日(土)にPTA校内清掃を実施しました。普段できないところをきれいにしました。



6年生を送る会では、各学年の心温まる演技が披露され、6年生への最高のプレゼントができました。



お礼の気持ちを表した6年生の素晴らしい演奏に、下級生たちは感動しました。

<平成30年度1学期始業式について>

○ 期 日 平成30年4月9日(月) ※通学班で登校します。

○ 集合場所 新3・4・5年は新学年教室 新2・6年は体育館

①下足をビニル袋に入れ、手荷物と一緒に持って移動します。

※雨の場合、傘は新学年の旧クラスの傘立てに入れます。

②新3・4・5年は新学年の各教室の廊下に貼られている名簿を見て、自分の名前を探し、新教室に入って待ちます。新2・6年は体育館で名簿を見て、新しいクラスで並んで待ちます。

※教科書等の配付があります。ランドセルで登校するようにしてください。

<4月の主な行事予定>

9日(月) 始業式(午前) 入学式(午後)

10日(火) 一斉下校 3時間授業

11日(水) 給食開始(2～6年) 4時間授業

12日(木) 授業参観・懇談会(5年・6年)

13日(金) 授業参観・懇談会(3年・4年)

16日(月) 授業参観・懇談会(2年・かがやき)

17日(火) 全国学力学習状況調査：6年
1年授業参観・懇談会

18日(水) 給食開始(1年)

27日(金) 離任式 5時間授業

<自転車保険について>

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県では平成30年4月1日より自転車保険への加入が義務になりました。

未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入となります。